

第21回 協議会資料

1. 報告事項	
1) 委員の退会	1
2) 登録の変更	1
3) 第20回協議会議事録の確認	2
2. 協議（確認）事項	
1) B区間の事業について	4
3. 自然再生協議会全体スケジュール	11

平成22年7月31日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

1. 報告事項

1) 委員の退会

- ①専門家 (須田 直之)
- ②公募委員 団体 (日本雁を保護する会)
- ③公募委員 団体 (沖宿下石田干拓水利組合)
- ④公募委員 団体 (特定非営利活動法人 水質協会 (茨城分室))
- ⑤公募委員 個人 (石川 享市)
- ⑥公募委員 個人 (伊藤 春樹)
- ⑦公募委員 個人 (植田 昌明)
- ⑧公募委員 個人 (大川 幸一)
- ⑨公募委員 個人 (貝塚 勇)
- ⑩公募委員 個人 (菊地 敏夫)
- ⑪公募委員 個人 (酒井 武一郎)
- ⑫公募委員 個人 (諏訪 茂子)
- ⑬公募委員 個人 (高野 哲夫)
- ⑭公募委員 個人 (滝 雅己)
- ⑮公募委員 個人 (羽成 文雄)
- ⑯公募委員 個人 (藤野 佳織)
- ⑰公募委員 個人 (吉田 明子)
- ⑱公募委員 個人 (吉田 智行)

2) 登録の変更

- ①公募委員 個人 (吉田 幸二) → 公募委員 団体 (特定非営利活動法人 水辺基盤協会)
- 以 上

3) 第 20 回協議会議事録の確認

- (1) 日時：平成 22 年 2 月 13 日（土） 13：30～15：30
- (2) 会場：霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール
- (3) 議事：

- ①開会
- ②委員の交代・退会
- ③第 19 回協議会の結果
- ④途中参加委員について（審議）
- ⑤途中参加委員に関する申し合わせ事項（原案）
- ⑥A 区間の協働事業活動報告
- ⑦A 区間・B 区間の調査報告
- ⑧自然再生協議会全体スケジュール
- ⑨委員継続の意思確認について
- ⑩全国の自然再生事業の状況
- ⑪閉会

(4) 議事要旨：

1. 委員の交代・退会
- ・委員の交代・退会について報告を行った。 【議事録（案）2 頁】
2. 第 19 回協議会の結果（確認事項） 【議事録（案）3 頁】
- ・第 19 回協議会の議事要旨（案）と議事録（案）については、確認を行いた承された。
3. 途中参加委員について（審議） 【議事録（案）4 頁】
- ・昨年 7 月に途中参加希望の申し出があった霞ヶ浦グラウンドワークについては、協議会出席委員から参加の承認が得られた。
4. 途中参加委員に関する申し合わせ事項（原案） 【議事録（案）5 頁】
- ・途中参加委員に関する申し合わせ事項（原案）については、協議会出席委員から承認が得られた。
5. A 区間の協働事業活動報告（報告事項）
- ・A 区間の協働事業活動では、「ワンド周辺と観察路の除草」、「区域内のゴミ拾い活動」、「メンバー内での自然観察会」等を行った。 【議事録（案）7 頁】
- ・記録系の写真（景観）の扱いをホームページ等で協議会の広報活動に活用できないかという意見では、現地が池や観察路の整備を行っている段階であることから人を招き入れる段階ではないと考えている。 【議事録（案）10 頁】

- ・活動状況については、霞ヶ浦河川事務所のホームページにて公開している。【議事録（案）10 頁】
- ・整備完了後の広報活動としては、土浦市の環境基本計画推進委員会が行っている環境展、地区公民館祭などで、協議会活動を展示、アピールしてもらえば、市民の関心が集まるのではないかと考えられる。また、銀行のロビーでの展示は、地域の方から理解を頂く上で有効な手段と考えられる。 【議事録（案）11 頁】

6. A 区間・B 区間の調査報告（報告事項）
- ・モニタリング調査(植物調査)の実施報告を行った。 【議事録（案）15 頁】
- ・植物調査結果は、目標像との比較として示すべきである。 【議事録（案）17 頁】
- 整理結果を次頁に示した。

7. 自然再生協議会全体スケジュール
- ・次回協議会は、事務局案としては、連休明けに開催する予定である。 【議事録（案）22 頁】
- ・次回からの議案としては、B 区間の事業内容の細部について協議する予定である。 【議事録案）22 頁】

8. 委員継続の意思確認について
- ・次期任期（平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）への手続きは、委員継続の意思を確認することとなった。 【議事録（案）22 頁】

9. 全国の自然再生事業の状況
- ・自然再生協議会情報連絡会議（東日本）の報告を行った。 【議事録（案）24 頁】

(5) 参加者

1) 協議会委員

所属等		参加人数	
専門家		4 名	
公募委員	団体	3 名	7 名
	個人	4 名	
地方公共団体	茨城県	4 名	6 名
	土浦市	1 名	
	かすみがうら市	1 名	
関係行政機関	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所	1 名	2 名
	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所	1 名	
途中参加希望	霞ヶ浦グラウンドワーク	1 名	
合計		20 名	

2) その他

所属等		参加人数
傍聴者	一般、マスコミ	3 名

現状の植生の評価（平成 21 年）

平成 21 年 11 月作成の植生図に基づき、目標に対する A 区間の現状の植生を評価した。

<現状の植生の評価>

植生の評価は、平成 21 年の植生図（右下図）に基づき、以下の 3 つに分類し、「植生の評価」（右上図）に示した。

植生管理が必要な場所

在来種を駆逐する可能性のある外来種（セイタカアワダチソウ）の群落、あるいはそのような群落に推移する可能性が高い外来種の群落（オオアレチノギク・ヒメムカシヨモギ群落）は、植生管理が必要と考えられる。

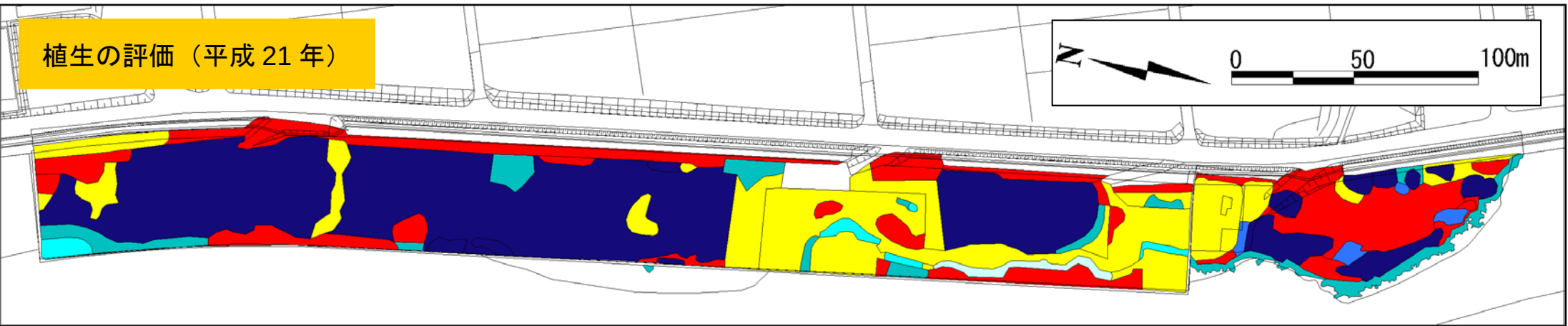
経過観察が必要な場所

駆除等の植生管理を行う必要はないものの、今後の植生の推移を見守るべき群落と考えられる。例えば、イヌビエ・オオクサキビ群落等の一年生草本群落は、今後ヨシ群落等の抽水植物群落への推移が期待されるが、これが外来種の群落に推移する場合は植生管理が必要となる。

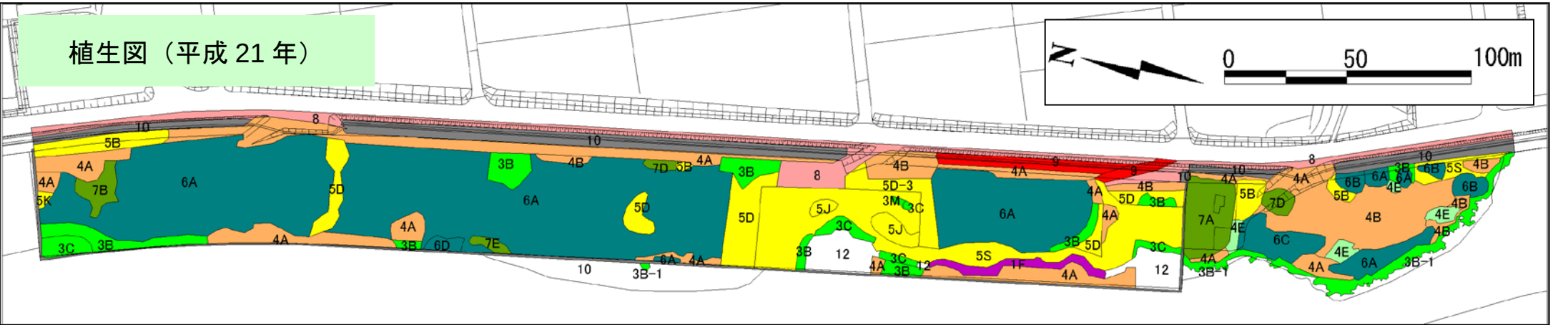
目標に達した場所(1)～(5)

地盤高に応じた在来種からなる群落が成立している。植生管理は不要と考えられる。図中では、地盤高に応じて、以下に示す(1)～(5)に分けて図示した。

- (1) 沈水植物群落：マツモ群落
- (2) ヒメガマ群落：ヒメガマ群落
- (3) 湿生植物群落：ヨシ群落、カサスゲーヨシ群落、マツカサススキ群落、イ群落等
- (4) オギ群落：オギ群落
- (5) ヤナギ等の樹林：ヤナギ林、落葉広葉群



凡 例							
	植生管理が必要な場所		目標に達した場所 (1) 沈水植物群落		目標に達した場所 (3) 湿生植物群落		目標に達した場所 (5) ヤナギ林
	経過観察が必要な場所		目標に達した場所 (2) ヒメガマ群落		目標に達した場所 (4) オギ群落		



凡 例				
— は外来種				
■ 沈水植物群落	■ 一年生草本群落	■ ヤナギ林	■ 構造物	
1A マツモ群落	5A メヒシバ・エノコログサ群落	6A タチヤナギ群落（低木林）	10 構造物	
■ 抽水植物群落	5B カナムグラ群落	6B ジャヤナギ・アカメヤナギ群落	■ 自然裸地	
3B ヨシ群落	5D イヌビエ・オオクサキビ群落	6C ジャヤナギ・アカメヤナギ群落（低木林）	11 自然裸地	
3B-1 ヨシ群落（先駆的）	5D-3 イヌビエ・オオクサキビ群落	6D カワヤナギ群落	■ 開放水面	
3C ヒメガマ群落	（アキノエノコログサ類混生タイプ）	■ 低木林（ヤナギ林を除く）	12 開放水面	
3D カサスゲーヨシ群落	5E サデクサ群落	7A アズマネザサ群落		
3L マツカサススキ群落	5H オオイヌタデ群落	7B クズ群落		
3M イ群落	5J オオアレチノギク・ヒメムカシヨモギ群落	7D 落葉広葉樹群落		
■ セイタカアワダチソウ群落	5K アメリカセンダングサ群落	7E ヤマゲワ群落		
4A セイタカアワダチソウ群落	5P ヤナギタデ群落	■ 人工草地		
4B ヨシ・セイタカアワダチソウ群落	5Q ヌカキビ群落	8 人草裸地		
■ 多年生草本群落	5R イシミカワ群落	■ 人工裸地		
4C シロバナサクラタデ群落	5S 草刈跡群落	9 人工裸地		
4E オギ群落				
4H チガヤ群落				

2. 協議（確認）事項

1) B 区間の事業について

これまでの B 区間の計画に関わる協議においては、以下の事項について了承が得られました。

・ 第 13 回協議会（平成 19 年 3 月 24 日）

- ①自然再生協議会の提案として引堤を実施するという意見が出された。
- ②引堤を実施する提案を受け引堤前面の空間を含め自然再生事業実施計画書を作成することとなった。
- ③築堤後 3 年間は、現堤防に開口部を開けることができない。このため、早期に築堤計画を作成したい。

・ 第 14 回協議会（平成 19 年 6 月 3 日）

- ①引堤にあたっては、治水上必要な断面を確保することで了承をいただいた。
- ②現堤防については、開口部設置のための橋梁は設けない。
- ③現堤防の改良（天端高を低くする等）について今後検討を行っていくこととなった。

・ 第 15 回協議会（平成 19 年 7 月 8 日）

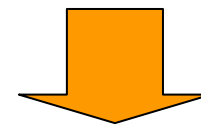
- ①ワンド内の水が淀まないよう湖岸前面の現存植生帯の生育基盤に影響を与えない範囲で、現堤防に開口部を 2 箇所設置することで了承された。
- ②事業実施計画（素案）の作成にあたっては、事前に専門会員と協議し、その結果を踏まえ作成することとなった。

・ 第 16 回協議会（平成 19 年 8 月 5 日）

- ①専門家委員と協議した結果を踏まえ事業実施計画（素案）を提示した。
- ②事業実施計画（素案）の協議では、現堤防の撤去範囲は護岸ブロックまでの高さとした。開口部の幅は既存植生帯の生育基盤に影響を与えない範囲で最大幅を確保した。また、委員からは、排水機場から排水がワンド内に入り込む可能性があるとの意見があった。参考資料として、現況地盤線、高さを表記した資料をつけるよう意見が出された。参考資料は、委員の方々へ送付することとなった。協議の結果、概ね素案どおりで了承された。再度、各委員へ送付しご確認いただくことになった。

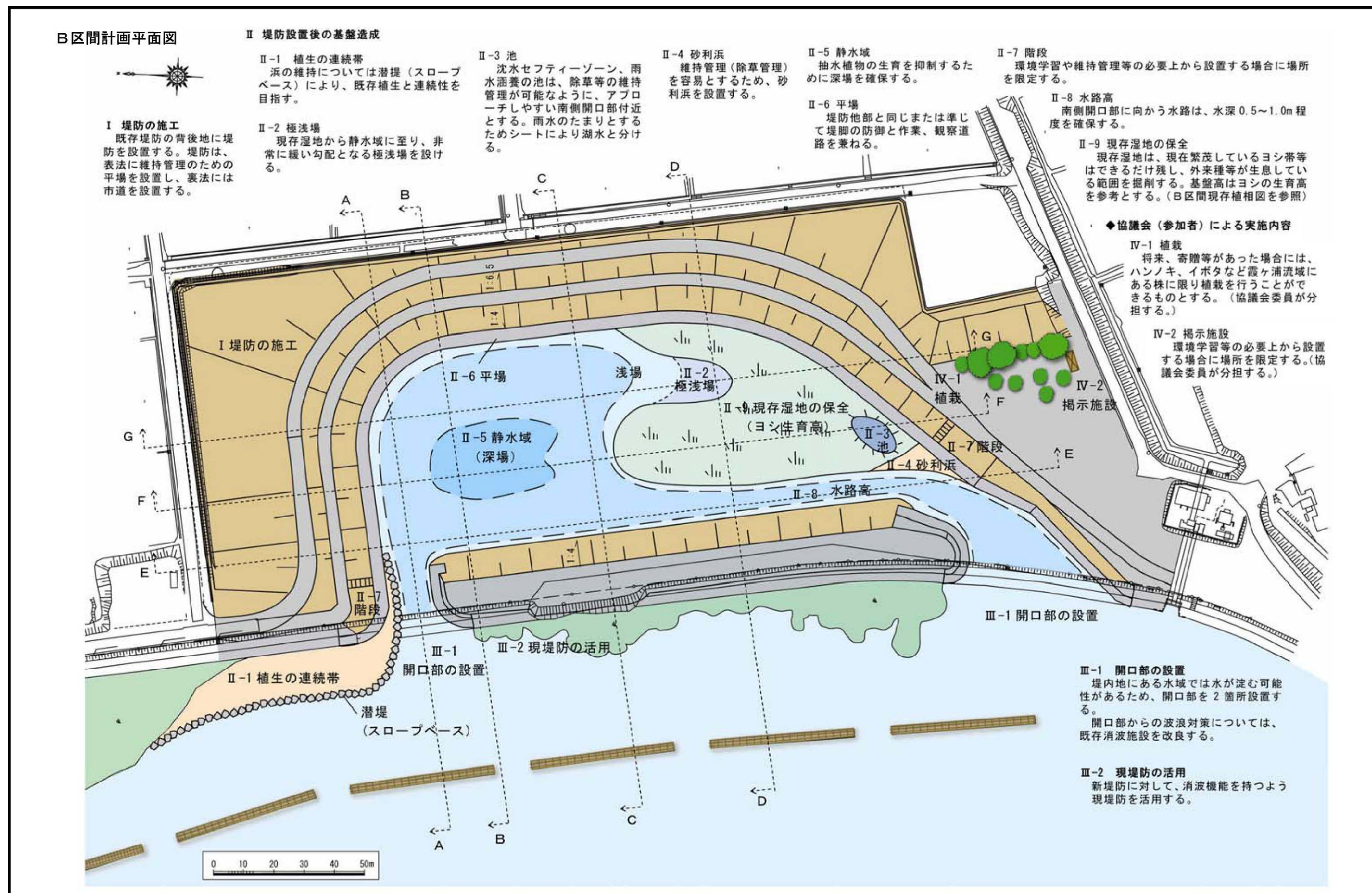
なお、実施計画策定後、新堤防前面の空間については、A 区間で得られた知見をもとに今後、変更する可能性がある。

- ③各委員へは、事業実施計画書（素案）に関する意見および B 区間の事業実施における役割分担を事前にお聴きし、その結果を踏まえて次回協議会で実施計画書（原案）を提示することとなった。



第 17 回協議会で B 区間実施計画了承

B区間の計画平面図 <自然再生事業実施計画書【B区間】（平成19年9月）より>



B 区間の基盤整備の進め方 <自然再生事業実施計画書【B 区間】（平成 19 年 9 月）より>

国土交通省が行う基盤整備の進め方

B 区間の自然再生事業に必要となる工事は、築堤の施工、開口部の掘削による湾入部地形の形成である。以下に「B 区間における施工」として、この湾入部地形に関連する施工について記す。

○B 区間の施工の進め方フロー

○施工前調査(すでに終了)

- ①地形測量：地形の変化を把握するため、ヤード及び湖岸の地形を測量する。
- ②植生調査：植生の変化を把握するため、ヤード及び湖岸の植生を調査する。
- ③土壌調査：ヤード内の土砂が再利用可能か土質を調査する。
- ④底質調査：湾入部内及びヤード前面水域の底質の変化を把握するため、底質の粒径を調べる。
- ⑤魚類産卵場調査：現況の周辺湖岸における産卵場としての利用状況を調べる。

1. 堤防の施工（模式図①）

- ・新堤防は、浚渫処理ヤードの官民境界沿いに築堤する。



2. 堤防施工から 3 年後に基盤整備（模式図②）

- ・堤内地は、現存の在来湿地環境をできるだけ残す。
- ・堤内地においては、浚渫土の流出の恐れがあるため、表土の置き換えを行う。
- ・池、砂利浜、浅場、深場、静水域等の微地形の造成で、多様な環境を創出する。



3. 開口部の設置及び現堤防の活用（模式図③）

- ・既存の植生帯を残し、水域が淀まないよう開口部を 2 箇所設置する。
- ・開口部からの波浪対策については、既存消波施設を改良する。
- ・新堤防に対して、消波機能を持つよう現堤防を活用する。



モニタリング実施【協議会（参加者）による】

- ・地形変化、植生等の状況をモニタリングし、必要に応じて対策を検討する。

○配慮事項

- ①ワカサギ・シラウオの産卵環境への配慮
 - ・ワカサギ、シラウオの産卵場への影響を回避するため、開口部周辺は、必要に応じ覆砂を行う。
- ②希少植物への配慮
 - ・ジョウロスゲ、ミコシガヤを確認した場合は、移植などの適切な処置を行う。
- ③ゴミ不法投棄への配慮
 - ・浚渫処理ヤードへのゴミ不法投棄を防ぐため、車の進入防止策等の対策を行う。

○B 区間施工手順横断模式図

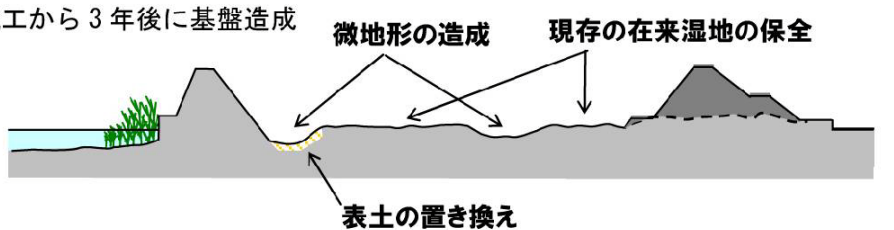
現況



①堤防の施工



②築堤施工から 3 年後に基盤造成

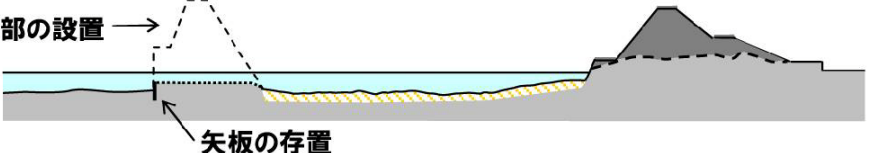


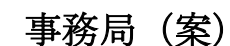
③開口部の設置及び現堤防の活用
(D-D断面)



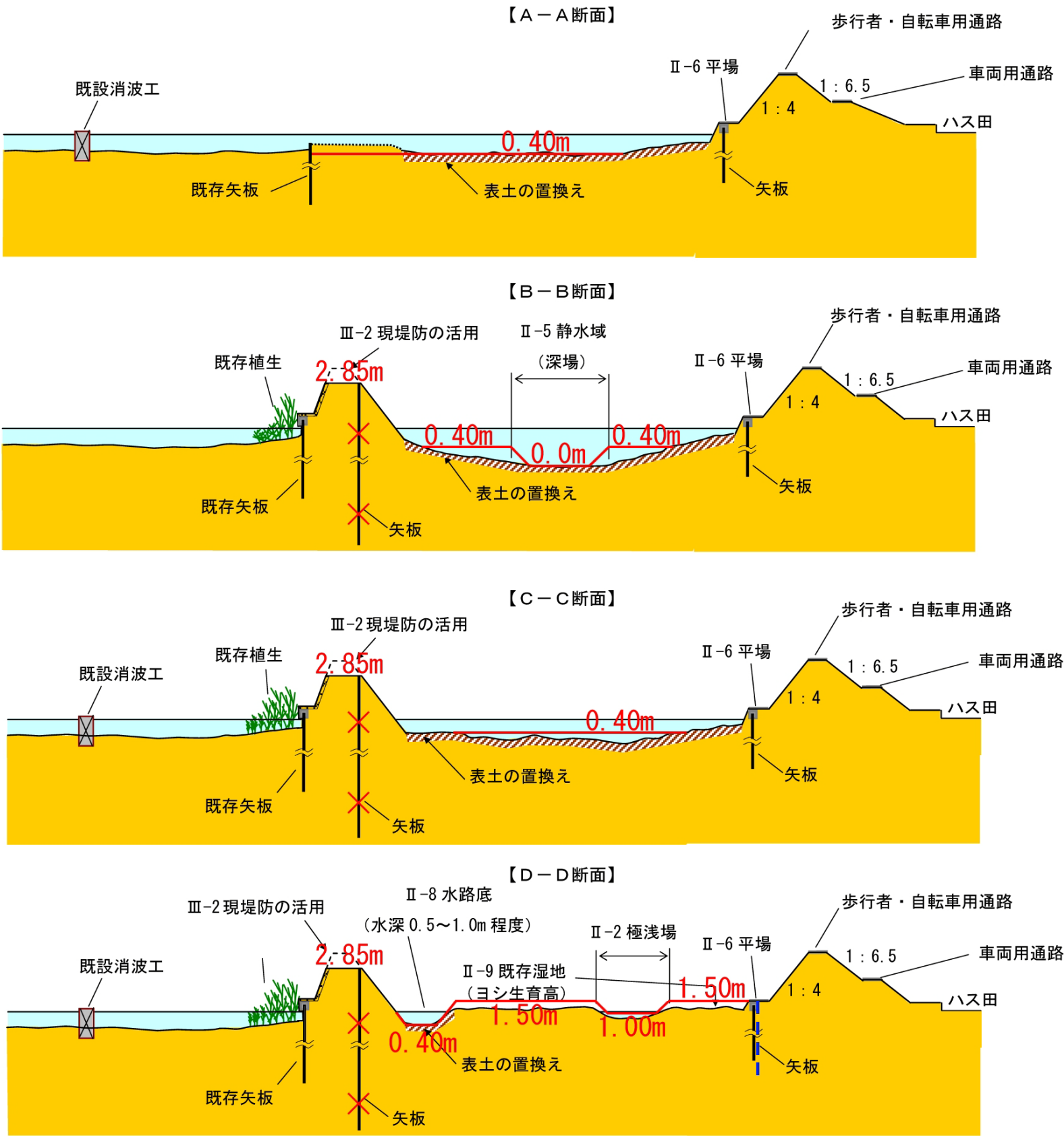
(A-A断面)

開口部の設置



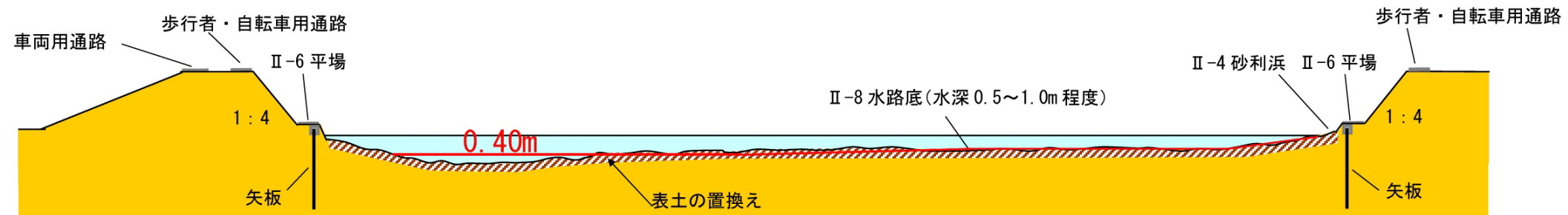


○B区間断面模式図

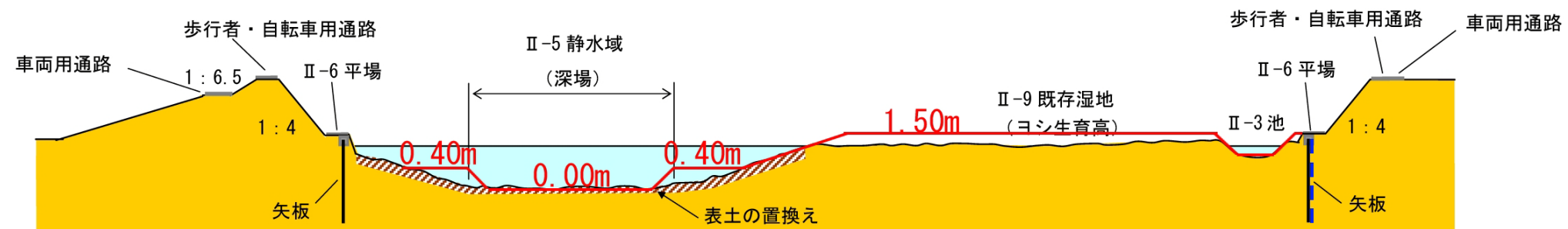


○B区間断面模式図

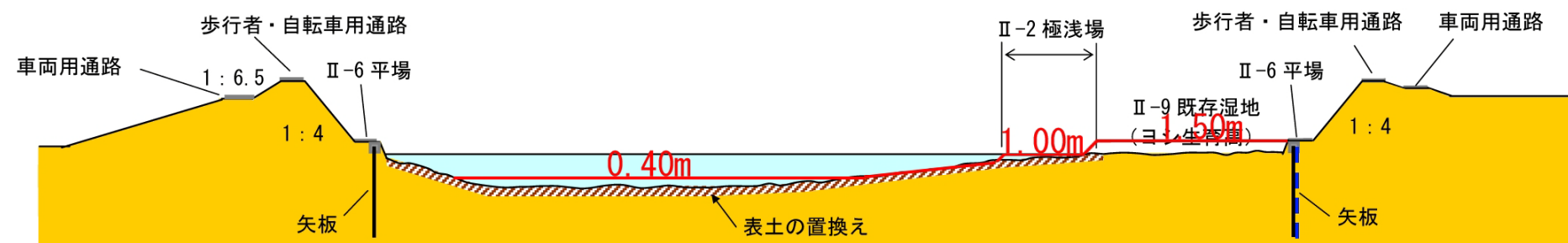
【E-E断面】



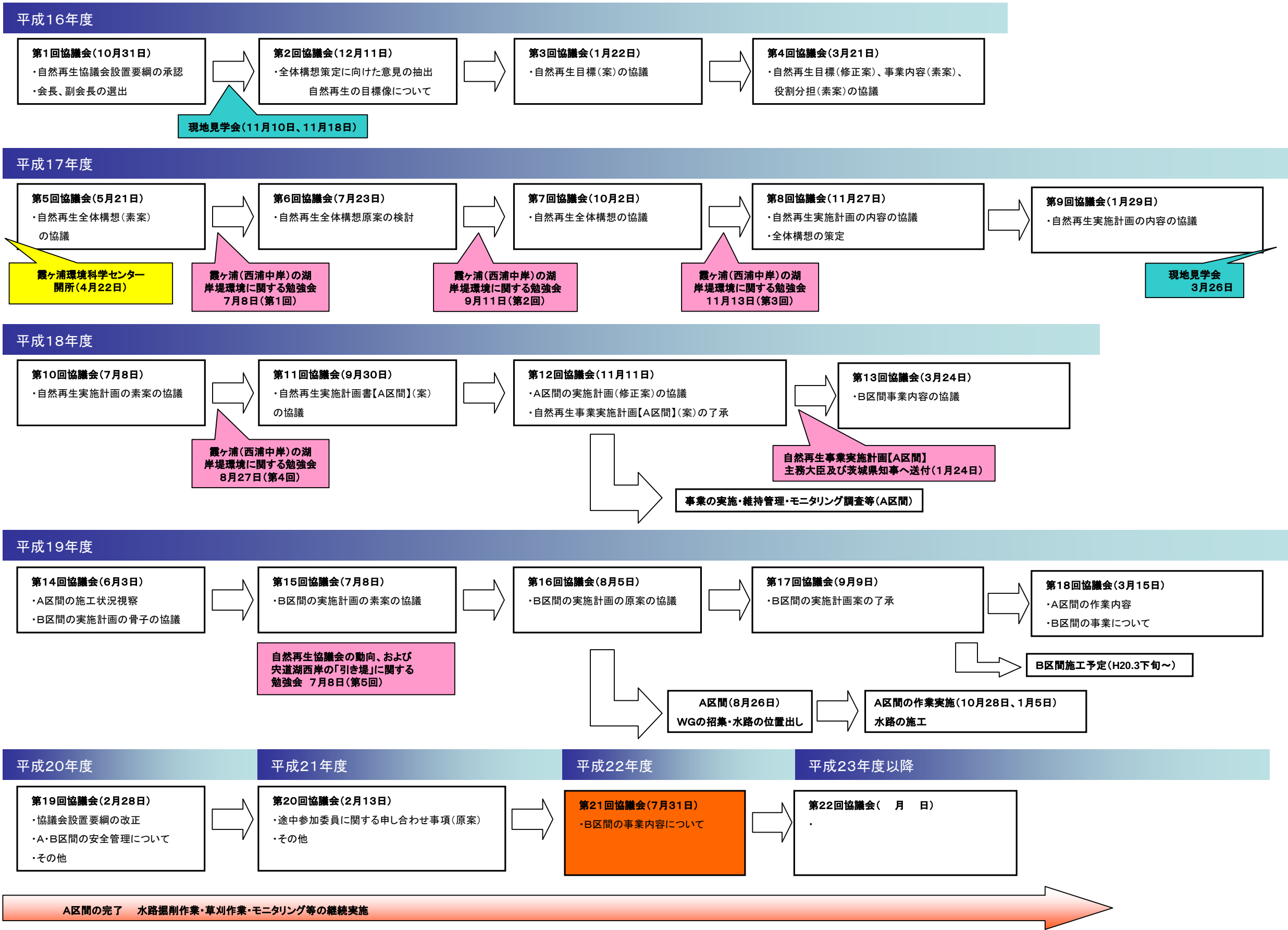
【F-F断面】



【G-G断面】



3. 自然再生協議会全体スケジュール



区間割り図

